

地下タンク改修義務化へ

2010年6月の消防法改正で、地下タンクの規制が大幅に強化されました。

設置からの経過年数、タンクの肉厚、塗覆装の種類などにより改修が義務づけられます。

改修の猶予期間は平成25年2月いっぱいまで終了しております。

現在使用されている地下タンクがいつまで使用できるのか、完成済み証等でご確認ください。

完成済み証が見当たらない場合は、管轄の消防署にお問い合わせください。

1) 腐食の恐れが特に高い地下貯蔵タンク等の要件

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

2) 腐食の恐れが高い地下貯蔵タンク等の要件

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12mm未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
設置年数が30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
設置年数が20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

1)、2)に該当している場合 改修義務としてFRP内面ライニングか電気防食のいずれかを該当地下タンクに実施し使用期間を延長するか、地下タンクを使用しない(燃料転換、もしくは地上タンクに交換)措置を実施しなければなりません。